

職員の不祥事に係る処分について

職員の懲戒処分

5月21日付けで町職員の懲戒処分を行いましたので、安平町職員の懲戒処分等に関する規則に基づき公表いたします。

被処分者	所属部局	総務課
役職	課長補佐	
年齢	46歳	
坪田真一		

懲戒処分の理由

平成25年10月18日執行の防災行政情報告知ネットワーク関連備品購入事業の指名競争入札に関する入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反と加重収賄、インターネットサーバー等の保守業務等に係る随意契約に関する受託収賄は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触し、地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）及び同項第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）に該当することから、懲戒処分を行つたもの。

町民の皆様へ

このたび、官製談合防止法違反及び加重収賄並びに受託収賄により、当町の職員が逮捕・起訴されるという事件が発生し、町民の皆様並びに関係者の皆様に大変なご心配とご迷惑をおかけし、不安と不信を与えてしまいましたことにつきまして、改めて心より深くお詫び申し上げます。

公平公正な立場で職務に専念しなければならない極めて悪質な行為であり、町政への信頼を大きく損ねることとなりましたことは誠に遺憾なことで、慙愧の念に堪えません。

ここで、逮捕後の経過と事件の内容をご報告申し上げます。

▼事件の経過と内容

元総務課課長補佐 坪田真一は、2月25日に情報ネットワークに関する備品購入の入札に係る収賄容疑により逮捕され、3月19日には入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰により起訴されましたが、入札に関する秘密事項である予定価格算定の基礎

となる設計金額を業者に教示したうえ、受注する意欲のない業者に入札価格を指示するなどし、入札及び加重収賄並びに受託収賄による公正を害すべき行為を行つたうえ、落札した業者の営業活動を行つていた業者から、それらの謝礼として現金2百万円を受け取つたものであります。

さらに、同日インターネットサーバー等に関する委託業務に係る収賄容疑でも再逮捕され、4月9日と4月17日に受託収賄により起訴されましたが、インターネットサーバー等に関する保守業務等の委託契約に関し、業者から発注してもらいたい旨の請託を受け、その謝礼と便宜な取り計らいを受けていたとの趣旨のもとに供与されるものであることを知りながら、合計438万円を口座への入金で受け取つたものであります。

▼おわりに

今回の事件により失った信頼の人並びに弁護人ともに公訴事実を認め、弁明する意思がないことも確認したことから、5月21日付けで懲戒免職処分といたしました。

面と契約事務の面から事件の原因究明や再発防止策の検討を行いましたが、今回の事件は当事者の公務員倫理の著しい欠如が最大の原因ではあるものの、情報関係の専門職であつたことや大型事業が進行中であつたことによつて、長期間に渡り同じ部署に在籍してきたことも原因のひとつとして受けとめ、人事管理の課題などを検討する機関として人事監理委員会を設置するとともに、職員倫理の徹底を図るための法令遵守マニュアルや契約事務に係る綱紀保持マニュアルなどを作成することとし、このようないい心構えで、職員の意識改革や不正を行うことができないようなシステムを構築するなど、全職員を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

▼再発防止に向けて

町では、この間「業務人事対策委員会」と「契約システム等適正化委員会」を設置し、人事管理の